

19 世紀イングランドにおけるチャリティ病院のヴォランティアリズム
——接触伝染病予防法をめぐる交付金の事例から

田村俊行

目次

はじめに 1

序章 3

(一) チャリティ病院の財源と「善意の経済」 3

(二) 伝統的な資源からの脱却：財源の多様化 6

(三) 「薄められていない」 ヴォランティアリズム 8

(四) 研究史とその問題点 10

(五) 課題設定とアプローチ 14

第一章 港湾都市とチャリティ病院—ロイヤルポーツマス病院 20

第一節 ポーツマスのチャリティ病院 20

(一) 海軍と陸軍のポーツマス 20

(二) ポーツマスにおける篤志病院運動 23

(三) ポーツマス病院の財政構造 27

第二節 ロイヤルポーツマス病院と海軍 33

(一) 売春婦受入れ協定の成立 33

(二) 伝染病法体制と性病棟部門の拡張 39

第三節 公的資金とチャリティの自立性 43

(一) 「わずかな余り」をめぐる交渉 43

(二) チャリティ部門の自立性 49

第二章 再建されたチャリティー—聖バーソロミュー病院 54

第一節 ロチェスターの聖バーソロミュー病院 54

(一) 病院ファンドの創設 54

(二) 財産の帰属をめぐる問題 56

第二節 不健全運営批判 57

(一) チャリティ調査委員会による指摘 57

(二) ロバート・ウィストンの告発本 60

第三節 地域に根差す病院として 63

(一) 市民集会と地元住民の利害 63

(二) 病院再建後の財政構造 67

第四節 病院用地の獲得交渉 70

(一) 陸軍省の土地と譲渡の要求 72

(二) 地元議員の仲介 74

(三) 交換案と交渉の決裂 76

第五節 病床の契約レートをめぐる交渉 79

(一) 軍からの増床依頼 79

| | |
|--------------------------|-------|
| (二) 40 ポンドをめぐる攻防 | 81 |
| (三) 病院経営と固定収入 | 84 |
| (四) 病院経営戦略としての性病棟 | 87 |
| 第三章 性感染症の専門病院—ロンドン・ロック病院 | 90 |
| 第一節 「善意の経済」の限界 | 91 |
| (一) ロック病院の財政構造 | 91 |
| (二) 移転問題と有価証券の売却 | 94 |
| (三) 病院建築の構想と停滞 | 96 |
| 第二節 売春婦医療政策とロック病院の利害 | 99 |
| (一) 売春婦をめぐる契約関係の構築 | 99 |
| (二) 病院資産の増加 | 101 |
| (三) 陸軍省との契約交渉 | 104 |
| 第三節 ヴォランティアリズムへの回帰 | 110 |
| (一) 契約関係の終わりと財政の立て直し | 110 |
| (二) ヴォランティアリズムの強調 | 112 |
| 終章 | 116 |
| (一) 要点の整理 | 116 |
| (二) チャリティ病院のヴォランティアリズム | 118 |
| (三) チャリティと国家のあわい | 119 |
| 参考文献一覧 | i-xxi |

要約

われわれは「チャリティ」という言葉を耳にするとき、「自発性」や「無償奉仕」によって支えられている活動というようなイメージを思い起こすのではないだろうか。しかしこれと同時に、国家などの公的権力によらない民間の諸力によるものであることもまたチャリティの重要な要素であり、こうした要素を支える観念は「ヴォランタリズム」と呼ばれる。しかしながら、近代のイギリスにおいて、チャリティ団体は本当にヴォランタリ、すなわち自立（自律）的であったのだろうか。19世紀には社会問題に対する国家の役割の比重が増し、世紀後半にはイギリスは深刻な不況にも見舞われた。このような状況の中で、チャリティ団体はヴォランタリズムを維持できたのであろうか。本博士論文はこのような問題関心にもとづき、近代イギリスにおけるチャリティ団体のヴォランタリズムを、とりわけ財政面に焦点をあてて検討したものである。

本論文は序章および終章を含めて5つの章で構成されている。

序章では、上に述べた問題関心にもとづき基本的な事実の確認をおこない、そのうえで本論文で取り組む課題を設定し、それに答えるためのアプローチを提示した。(一)では、チャリティ病院の類型と財政の特徴について整理した。チャリティ団体には大きく分けて慈善信託型と篤志協会型の二種類あり、本論文で検討する病院はおもに後者に分類される。この種のチャリティ病院の財政は、「善意の経済」と呼ばれるチャリティにふさわしい(charitable)財源、すなわち人々の善意にもとづく寄付金に規定されるという特徴があった。(二)では、19世紀後半のチャリティ病院にみられた財政状況の変化を概観した。患者の増加や不況を背景に深刻な運営資金の不足に見舞われたチャリティ病院は、新しい財源の開拓に乗り出していた。その中には入院費の徴収など、必ずしもチャリティにふさわしくない(non-charitable)ものもあったが、苦肉の策を講じながら病院理事たちはチャリティの救済活動を停滞させないよう柔軟にかじ取りをしていた。(三)では「薄められていないヴォランタリズム」の信念についてまとめた。チャリティ病院を運営する理事たちは、たとえ財政難であっても、公的な資金援助を受けることを避けていたという。こうした理念は、第一次大戦による傷病兵の受け入れと交付金の受給という経験の中でしだいに薄れていくのであるが、少なくとも19世紀中は重視されていたという。(四)では、先行研究を整理し、その問題点を指摘した。チャリティ財政と公的資金というテーマは、これまでおもに福祉の混合経済論(福祉複合体論)の文脈で20世紀前半を舞台に論じられてきた。その一方で、19世紀のチャリティ病院についてはヴォランタリであったとするのが一般的な理解であり、公的資金との関係は十分に検討されてこなかった。こうした研究状況を受けて、19世紀後半のチャリティ病院のヴォランタリズムは本当に薄められなかったのかという疑問を提示した。(五)では、チャリティ病院の財政を公的資金の受容という点から問い直すための方法論を示した。本論文で着目したのは、1864年に制定された接触伝染病予防法(Contagious Diseases Acts, 1864, 1866, 1869)である。この法律は陸海軍の兵士に蔓延

していた梅毒などの性病対策として導入されたもので、病気の原因を売春婦に押し付けその治療を強制したことから、のちに大きな反対運動を引き起こした法律として知られる。本論文では、同法律に協力した病院がその見返りに交付金を受給していたという事実に着目し、これに該当する三つのチャリティ病院を具体的な検討対象に据えた。なお、本論文では、伝染病法と、同法の制定以前に見られていた売春婦にかんする軍と病院との協定を一括して「売春婦受け入れ協定」（以下、売春婦協定）と呼ぶ。第一章から第三章までの各章では、それぞれのチャリティ病院の歴史的背景をたどりながら、売春婦協定の交付金をどのような経緯で受給したのか、実際に病院財政にどの程度のインパクトを持っていたのか、公的資金の受け入れはチャリティ病院のヴォランティアズムにとってどのような意味があったのかを論じている。

第一章であつかうのは、イングランド南岸の港湾都市ポーツマスにあるロイヤルポーツマス病院である。第一節では、病院建設の歴史的条件としてポーツマスの町の歴史を紐解いたうえで、この町に病院建設が進められていく過程を整理し、そして設立された病院の財政構造を明らかにした。(一)では、ポーツマスと陸海軍との関係を踏まえつつ19世紀にいたるまでの町の発展を概観した。ポーツマスは15世紀末から船渠としての機能を有し、16世紀には陸軍守備隊駐屯地が置かれた。国内の重要な拠点都市のひとつとなったポーツマスであったが、その後は都市の人口過密と人々の健康問題に悩まされることになり、病院設立(1849年)の動きを促した。(二)では、ポーツマスにおける病院建設の動向を整理した。病院設立以前のポーツマスには小規模の医療施設が点在していたものの、人口増加や健康問題にこたえられるほどではなく、そのため市民集会をとおして重要都市にふさわしい病院を建設することが決定された。(三)では病院の財政構造を分析した。一般的な篤志病院にみられるようにポーツマス病院は年会費寄付を主要な財源としたが、その一方で有価証券の利息・配当金も安定的な収入源となっていた。第二節では、ポーツマス病院と軍とが売春婦協定を結んでいく過程を描いた。(一)では、性病棟建設における病院と海軍との関係に注目した。1855年末に完成した性病棟は、艦隊司令長官の要望にしたがい建設されたものであり、見返りとして病院へは多額の寄付金が約束された。さらにその後、性病棟建設を勧めた海軍関係者が病院の副理事長に就任するなど、病院運営に海軍利害を反映させやすい体制へと変化していった。(二)では、伝染病法の制定および改正にしたがい、病院内の性病棟部門が肥大化していることについて、病床台数に着目して指摘した。第三節では、売春婦協定によりポーツマス病院にもたらされた変化を検討した。(一)では、協定の交付金が病院財政に与えた影響を検討した。交付金を病院の運営資金のひとつとして期待した理事たちは少しでも利益を生み出すために海軍省側と積極的に交渉し、その結果交付金の「わずかな余り」を獲得した。その成果は有価証券の蓄積に裏付けられた同時期の病院経営の安定に見いだされる。(二)では、公的資金を受容するチャリティというあり方を、ポーツマス病院の理事たちがどのように認識していたのかに迫った。性病棟建設当初は病院と公的

機関とのつながりを問題視する声は少なかったが、伝染病法の存廃をめぐる世論を背景に、チャリティの本分であるヴォランティアリズムの再確認を迫られることとなった。

第二章であつかうのは、ケント州のロチェスターに建設された聖バーソロミュー病院である。第一節の(一)では、病院創設の歴史と特徴について概観した。病院はロチェスター司教ガンダルフによって1078年に設立され、土地・不動産の財産をもとに維持されていた。近代のチャリティの分類に従えば、慈善信託型ということになる。(二)では、病院財産をめぐる諸問題に言及した。病院財産は病院の実質的なパトロンであるロチェスター大聖堂の主席司祭らが管理していたが、17世紀頃になると財産の流用が目立つようになっていた。第二節では、この流用問題をきっかけに市民のあいだに病院再建への機運が高まっていく様子を描いた。(一)では、その端緒となった議会のチャリティ調査委員会に注目した。聖バーソロミュー病院は1837年に提出された委員会報告書で取り上げられ、その不動産収入の処理に疑問の目が向けられた。(二)では、病院の不健全運営疑惑を告発したロチェスター大聖堂文法学校校長のロバート・ウィストンの活動に着目し、地元における関心の高まりを描いた。第三節では、病院の再建を目指す具体的な動きを追った。(一)では、病院の再建案が持ちよられた市民集会に注目した。市民集会では財産の用途について様々な意見が交わされ、その結果、地域医療の中核としての一般病院という再建案が選択された。(二)では病院の財政構造を分析し、その特徴として慈善信託型チャリティであるために不動産収入が一定の財源になっているものの、再建間もない時期には不動産収入だけでは運営資金を賄えず、寄付金を頼りにしていたという点を指摘した。第四節と五節では、「国家の利害」をかかげて陸海軍に対して積極的に交渉をせまる病院理事たちの動向を追った。第四節で注目したのは、病院建設時における病院用地をめぐる一連の交渉である。(一)では、性病棟の建設と引き換えに、陸軍省に病院用地の譲渡を求める病院側の主張を見た。(二)と(三)では、病院用地を獲得するために地元議員の仲介や交換条件など様々な手段をとることで陸軍省側の譲歩を勝ち取ろうとする病院側の強い交渉姿勢を描き出した。第五節で注目したのは、売春婦協定締結後の交付金額をめぐる交渉である。(一)では、1864年に性病棟の病床台数の増加を陸軍省から依頼された病院側が、交付金の増額を求め交渉を進めた点に言及した。(二)では、1866年におこなわれた交渉の様子を描いた。陸軍省は伝染病法の改正に先立ち聖バーソロミュー病院に対して追加で増床を依頼するも、理事たちは、すでに設置してある病床の撤回を交渉材料に、より高額な金額を要求した。その結果、病院と軍との契約関係は解消された。(三)では、交渉時に病院理事たちが見せた強気な姿勢の背景に、慈善信託型チャリティの経営が関係している点を指摘した。交付金を慈善信託型チャリティを支える「固定収入」とみなしていた病院理事たちは、交付金額が年によって変動するような改定内容を、一切受け入れることができなかつたのである。(四)では、伝染病法廃止後にみられた病院と救貧委員会との交渉に着目した。同法の廃止に際し、地元の救貧委員会は病院側に性病患者的の受け入れを依頼したものの、病院側は患者受け入れコストの問題

からこれを拒んだ。このことから、性病棟は聖バーソロミュー病院にとって、病院の経営戦略と密接に関連していたことが指摘できる。

第三章であつかうのは、1747年にロンドンに設立されたロンドン・ロック病院である。第一節では、19世紀前半におけるロック病院の財政事情を明らかにした。(一)では、性病専門病院というロック病院の特殊な状況を踏まえたうえで、どのような財政に依拠していたのかを分析した。結果、ロック病院では年会費寄付を主とするチャリタブルな財源が収入の6割を占めていることが明らかになった。(二)では、支出の分析から、ロック病院は経営を維持するために有価証券を売却せざるを得ない事態にたびたび直面していた点に着目した。とくに1842年の移転の際には、移転費用としてすべての有価証券を売却していた。(三)では、移転後の病院建築の完成を目指すロック病院が「善意の経済」の限界に直面する姿を描いた。資金不足により、予定していた三つの病棟のうち最後の棟（東翼棟）は、移転から20年経っても建設されていなかった。第二節では、軍とのあいだに売春婦協定を結ぶことになった経緯を明らかにし、その影響を病院財産との関係から指摘した。(一)では、海軍省からの病床利用の問い合わせをきっかけに売春婦協定を結ぶことになったロック病院の、意図を探った。病院理事たちの会合などから、病院にとっての便益を協定関係に見出していたことが明らかになった。(二)では、その便益が具体的に東翼棟の建設と有価証券の増加という形であらわれていたことを指摘した。病床台数の増加を望んでいた海軍省に対して、ロック病院は病棟建設費の補助を軍から受け、東翼棟を建設することでこれに応じたのである。(三)では、契約関係の見直し求めて積極的に交渉をおこなう病院側の姿勢に注目した。ロック病院は1870年代に三度の交付金額改定交渉に臨み、軍の譲歩を手繰り寄せることに成功した。こうした積極的な姿勢には、協定関係のなかでみずからの利害を守ろうとする病院側の姿勢が見て取れる。第三節では、伝染病法の廃止以後、ロック病院がヴォランティアリズムに回帰していく様子を描いた。(一)では、交付金という安定した財源を失ったロック病院が病床の削減や土地の売却を検討したことを指摘した。このことは、交付金が病院財政に与えていたインパクトの大きさを示していると言える。(二)では、交付金の穴を埋めるための資源開拓に乗り出す病院の活動を追った。ここでとりわけ注目したのは、病院側は寄付者たちに向けて、チャリティの基盤であるヴォランティアリズムに訴えたという点である。売春婦協定への協力で薄れつつあったヴォランティアリズムに再依存したのである。ここには、ロック病院の資金調達戦略における柔軟性が見て取れる。

終章ではこれまでの分析内容の要点をまとめたうえで、従来の研究で示されている「薄められていないヴォランティアリズム」という理解は、近代イギリスのチャリティを必ずしも的確に言い表しているものではないことを指摘した。本論文で取り上げた三つのチャリティ病院の事例に即していえば、チャリティ病院は公的資金から厳しく距離をとっていたとはいえず、他方で、ヴォランティアリズムを完全に捨て去ってしまっていたとも言い難い。このことから、本論文は、チャリティ病院のヴォランティアリズムは公的資金によって「薄められうる」

(dilutable) のであり、そしてたとえ薄められることがあったとしても、ヴォランタリズムは維持されるのであると結論付けた。

以上。